

国民健康保険被保険者証の裏面が変わりました。 ～保険証で臓器提供の意思表示ができるようになります～

臓器移植に関する法律の改正により、移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、医療保険の被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられました。

○臓器移植について

臓器移植は病気や事故によって臓器（心臓や肝臓など）が機能しなくなった方に、他の方の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

日本で臓器の移植希望登録をしている人はおよそ1万3千人います。しかし、臓器の提供が少なく、数多くの方が移植を待ちながら亡くなられています。

日本では、毎年およそ110万人が事故や病気で亡くなられており、その1%弱の方が脳死になって亡くなると推定されています。

自分が脳死となって最後を迎えたとき、誰かの命を救うことができます。

わたし達ひとりひとりが、今、臓器提供について考え、家族が話し合い、自分の臓器提供に関する意思を表示しておくことが大切と考えています。

○意思表示について

これまで0～70歳の方からの臓器提供が行われており、高齢の方でも、病気の方でも、どなたでも記入していただけます。

また、記入するかどうかは、被保険者ご本人の判断によるものであり、必ずしも意思表示欄に記入する必要はありません。

意思表示欄の記入方法は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

≪保険証の様式・記入欄の書き方、意思表示欄保護シールについて≫

酒田市役所国保年金課国保係 TEL：0234 - 26 - 5727（直通）

≪臓器提供に関するご質問について≫

（社）日本臓器移植ネットワーク

フリーダイヤル：0120 - 78 - 1069

TEL：03 - 3502 - 2071

ホームページ：http://www.jotnw.or.jp

意思表示欄の記入方法

①

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。 》

② → 【心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^{すい}小腸・眼球】

③ → [特記欄]

署名年月日： 年 月 日

④ → 本人自署（自筆）： 家族自署（自筆）：

①臓器提供の意思の選択

臓器提供の意思について、自分の意思に合う番号ひとつに○をしてください。

3を選んだ方はそのまま④へ、1又は2を選んだ方は②、③を確認の上、④へ進んでください。

②提供したくない臓器の選択

①で1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。

なお、脳死後と心臓が停止した死後で提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりになります。

〔 脳死後： 心臓 ・ 肺 ・ 肝臓 ・ ^{じん}腎臓 ・ ^{すい}膵臓 ・ 小腸 ・ 眼球
心臓が停止した死後： ^{じん}腎臓 ・ ^{すい}膵臓 ・ 眼球 〕

③特記欄の記載について

・組織の提供について

①で1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供していい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

・親族優先の意思について

親族に優先して臓器提供をしたい場合は「親族優先」と記入できます。

④署名など

本人の署名及び、署名年月日を自筆で記入してください。

可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことを確認のために署名してください。

⑤意思表示欄保護シール

意思表示した内容を医療機関等に知られたくない方は、意思表示保護シールを貼り付けしてください。シールが足りない、シールを紛失してしまった等ありましたら、酒田市役所国保年金課までお問い合わせください。